

※保険料は原則として年金から天引きされますが、条件により、天引きできないかたや加入した当初のかたは納付書や口座振替で納付をお願いします。

保険料の均等割額の 軽減割合が 変更になります。

令和2年度まで特例で「7.75割軽減」が適用されていましたが、令和3年度から特例分が廃止され、本来の軽減率「7割軽減」になります。
また、税制改正により給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることになりました。これに伴い、保険料の軽減判定所得の基準が変更されました。

後期高齢者医療 のお知らせ

■ 円住民課 保険係

☎ 22-7761

POINT 1

時間とともに進行する病気 早期発見・早期診断が大切

周囲のかたが様子の変化などに気づき、早期診断・治療を受けることが重要。早い段階であれば予防ができます。

早期に発見し適切な治療や予防をすることで、進行するスピードを遅らせることができ、その人らしい充実した暮らしを長く続けることができます。また、認知症に向き合う準備を整えることもできます。完治が難しい病気とされており徐々に進行するので、早めの対処が大切になります。

ONE POINT

家族から受診をすすめるコツ

「健康維持のための全身の健康チェック」など、直接認知症とは関係しないことを受診理由にして、なるべく不安をあおらない方法で誘ってみましょう。強引に認知症の受診をすすめても拒まれてしまうことがよくあります。



POINT 2

認知症が疑われるサイン 家族などで一緒にチェック

認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことが多いです。一度、確認してみましょう。

人が思い出せない、置き忘れなどもの忘れが増えるようになった。



簡単な計算や料理、家事などがテキパキできなくなった。

話しかけられると今までしていたことを忘れてしまう。



今まで楽しかったことへの意欲や興味がなくなった。

日付や曜日が分からなくなった、慣れた道で迷うようになった。



テレビやドラマの内容が理解できなくなった。

認知症って？

老化による衰えじゃない 治療が必要な病気です

さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力が低下し、生活する上で支障が出ている状態をさす認知症は、脳の病気です。早期の発見や診断、また周りのかたの正しい理解・支援が必要です。

☎ 福祉課 高齢者福祉係 ☎ 22-7763



認知症サポーターキャラバン

POINT 3

解決のヒントに 不安や素朴な疑問は相談

専門スタッフが配置され、ご家族がいつまでも一緒に楽しく過ごせるようにサポートします。お気軽に相談ください。

- ▶ 福祉課 高齢者福祉係 ☎ 22-7763
- ▶ 方城在宅介護支援センター ☎ 22-9077
- ▶ 福智町地域包括支援センター ☎ 22-9502
- ▶ 在宅介護支援センター(田んぼ園) ☎ 22-6556
- ▶ 福岡県認知症医療センター(見立病院) ☎ 46-2164
- ▶ 金田在宅介護支援センター ☎ 22-6767

information

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」。福智町では随時、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症と向き合うきっかけとして、一度参加してみたいかがでしょうか。



Check 1 | 保険料額の算出方法 (1人あたりの年間保険料額)

保険料(年額) 上限 64 万円	=	均等割額 55,687 円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43 万円 ^{*1}) × 10.77% (所得割率)
---------------------	---	------------------	---	--

※1の「43万円」は「基礎控除額」ですが、合計所得金額が2,400万円を超える場合は異なります。

Check 2 | 令和3年度の保険料軽減措置 (均等割の軽減)

世帯の所得に応じて均等割額(55,687円)が軽減されます。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額)	軽減割合 (均等割額の年額)
43万円(基礎控除額 ^{*2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*3} 以下	7割(16,706円)
43万円(基礎控除額 ^{*2}) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*3} 以下	5割(27,843円)
43万円(基礎控除額 ^{*2}) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{*3} 以下	2割(44,549円)

※2 基礎控除額は令和2年度までは33万円。 ※3 の下線部分は令和3年度から追加。

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主(主たる生計維持者)の収入が減少した世帯の後期高齢者医療の被保険者は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問合せください。

- 1 世帯主が死亡または重篤な傷病を負った場合 ⇒ 保険料を全額免除
- 2 世帯主の令和3年の事業収入等【(1)事業収入(2)不動産収入(3)山林収入(4)給与収入】が減少見込みで、かつ次の条件をすべて満たす場合 ⇒ 保険料を一部免除
 - ▶ 世帯主の収入の種類(事業収入・給与収入など)ごとにみた今年の収入のいずれかが前年より3割以上減少する見込みであること。
 - ▶ 世帯主の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ▶ 世帯主の減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

